

○厚生労働省告示第四百八十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第四百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の六号を加える。

六十三 自己心膜及び弁形成リングを用いた僧帽弁置換術 僧帽弁閉鎖不全症（感染性心内膜炎により僧帽弁両尖が破壊されているもの又は僧帽弁形成術を実施した日から起算して六ヶ月以上経過した患者（再手術の適応が認められる患者に限る。）に係るものに限る。）

六十四 骨髄由来間葉系細胞による顎骨再生療法 腫瘍、顎骨骨髓炎、外傷等の疾患による広範囲の顎骨又は歯槽骨欠損（上顎にあつては連続した三分の一顎程度以上の顎骨欠損又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損に限り、下顎にあつては連続した三分の一顎程度以上の歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損に限り、歯槽骨欠損にあつては歯周疾患及び加齢による骨吸収を除く。）

六十五 テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限り

）。

六十六 ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術 再発翼状片（増殖組織が角膜輪部を超えるものに限る。）

六十七 多血小板血漿しようを用いた難治性皮膚潰瘍の治療 褥瘡じよくそう又は難治性皮膚潰瘍（美容等に係るものを除く。）

六十八 mFOLFEX6及びパクリタキセル腹腔くわう内投与の併用療法 胃がん（腺がん及び腹膜播種はであると確認されたものであって、抗悪性腫瘍剤の経口投与では治療が困難なものに限る。）